

## 市民利用施設の受益と負担の適正化 点検・精査結果

～指定管理期間が令和2年度末で終了する施設

市政改革プランの考え方に基づき平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」では、施設サービスの特性等に応じた参考・目安となる受益者負担基準を設定し、実際の受益者負担率が基準を下回っている施設については、指定管理期間の更新時期にあわせて、受益者負担の適正化に向けた取組を進めることとなっている。

今回、令和2年度末で指定管理期間が終了する施設について点検・精査し、基準を下回っている施設の受益と負担の適正化に向けた今後の取組方針を整理した。

### ☆受益と負担の適正化の点検・精査結果

#### ★当面利用促進、コスト削減などに取り組む施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	H30年度決算	
芸術創造館	Ⅳ	100%	58.7%	効率化による管理費や光熱水費の削減などのコスト削減に取り組んできた。引き続き、効率的な管理運営によるコスト削減と事業の充実等による利用率の向上や収入の増加を図るとともに、料金改定について検討する。 【3年度に受益者負担率を70%程度(見込)】
大阪プール	Ⅱ	50%	22.5%	これまで、臨時開館や自主事業の拡大等により収入の増加を図るとともに、光熱水費などコスト削減策を実施してきた。今後、八幡屋公園を一体とした指定管理者の募集を行い、公園と連携したイベントの実施など、より効果的な運営を実施し、受益者負担率の向上を図る。 【3年度に受益者負担率を35%程度(見込)】
長居プール	Ⅳ	100%	68.6%	次期指定管理者の募集(長居公園及び園内施設の指定管理者の募集)に当たっては、平成31年3月中に募集要項を公表し、7か月後に次期指定管理者を選定した鶴見緑地(園内施設を含む。)の例も踏まえ、長居公園内の指定管理業務と新規施設の整備運営等を行う魅力向上業務を同一事業者が実施し、その収益を長居公園の維持管理等に還元する管理運営手法の導入を検討しており、これによる公園の魅力向上や指定管理代行料の低減を通じて受益者負担率の適正化を図る。 【長居プール:3年度に受益者負担率を80%程度(見込)】 【長居陸上競技場、長居第2陸上競技場:3年度に受益者負担率を50%程度(見込)】 【長居庭球場:3年度に受益者負担率を85%程度(見込)】 【長居植物園:3年度に受益者負担率を50%程度(見込)】
長居陸上競技場	Ⅱ	50%	44.4%	
長居第2陸上競技場	Ⅱ	50%	45.9%	
長居庭球場	Ⅳ	100%	84.6%	
長居植物園	Ⅱ	50%	40.7%	